



富士通グループ グリーン調達基準



いつも地球を見守っている

2011年10月11日（第5.2版）

富士通株式会社

購買本部

環境本部

テクノロジセンター

目次

1. はじめに.....	2
2. 富士通グループ環境方針.....	3
3. グリーン調達基準について.....	4
3.1. 目的.....	4
3.2. 適用範囲.....	4
4. グリーン調達の要件.....	4
4.1. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築.....	5
4.2. 富士通グループ指定化学物質の規制遵守.....	8
4.3. 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築.....	10
4.4. CO2 排出抑制/削減の取り組み.....	12
4.5. 生物多様性保全の取り組み.....	12
5. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い.....	14
5.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示.....	14
5.2. 省エネルギー.....	14
5.3. 再資源化への配慮.....	15
5.4. 処理・処分の容易化.....	16
5.5. 包装材の環境配慮.....	17
6. 情報の開示.....	19
6.1. 納入品に関する情報の開示.....	19
6.2. 不使用証明書、非含有保証書等の書類の提出.....	19
別紙 1 富士通グループ会社一覧.....	20

1. はじめに

富士通グループは、FUJITSU Way の企業指針に掲げた「社会に貢献し地球環境を守ります」に基づき、美しい地球環境が次の世代へと受け継がれるよう、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけています。

こうした考えのもと、事業の独自性を反映させた環境経営を推進するために「富士通グループ環境方針」を定めています。また、環境コンセプト「Green Policy 21」、2020 年をターゲットとする中期環境ビジョン「Green Policy 2020」、具体的な目標を明確にした「富士通グループ環境行動計画」を策定するとともに、グリーン ICT の提供を通じてお客様・社会の環境負荷低減をめざす「Green Policy Innovation」を推進しています。

富士通グループは 2010 年度から 2012 年度における新たな環境活動の目標である「第 6 期富士通グループ環境行動計画」を策定・公開し、お客様と社会への貢献、自らの変革、および生物多様性の保全の観点から当社グループの環境活動をグローバルに強化する目標を設定しています。たとえば ICT 機器の効率やソリューションの環境負荷低減効果を向上する「先端グリーン ICT の研究開発」、事業活動から排出される「温室効果ガスの総排出量を 2020 年における科学的知見なども踏まえ 2012 年度末までにグローバルで 1990 年度比 6%削減」、「事業活動における生物多様性への影響や貢献を測る定量指標の構築と運用」などを目標としています。

これらの方針・目標などを通じて、全事業領域にわたり計画的かつ継続的に活動を展開し、自社の環境負荷低減に努めるとともに、お客様・社会の環境負荷低減に貢献していきます。

富士通グループにおける調達につきましては、グリーン調達の考え方を「富士通グループグリーン調達基準」にまとめ、お取引先に遵守をお願いしています。富士通グループは、本調達基準に基づく調達活動を推進し、今後とも地球環境保全に対する社会的責任を果たしてまいります。お取引先の一層のご理解と、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 富士通グループ環境方針

富士通は、1935年の創業以来、「自然と共生するものづくり」という考えのもと、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、富士通グループの事業の独自性を反映させた環境経営を推進するために「富士通グループ環境方針」を定めています。

富士通グループは、この方針を基本に環境保全活動に取り組んでいます。

理 念

富士通グループは、環境保全への取り組みが重要な経営課題であると認識し、IT企業としてその持つテクノロジーと創造力を活かし、社会の持続可能な発展に貢献します。また、事業活動にかかわる環境法や環境上の規範を遵守するとともに、自主的な環境保全活動に努めます。

さらに、豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、すべての組織と一人ひとりの行動により先行した取り組みを継続して追求していきます。

行 動 指 針

- 製品のライフサイクルを通じ、すべての段階において環境負荷を低減する。
- 省エネルギー、省資源および3R(リデュース、リユース、リサイクル)を強化したトップランナー製品を創出する。
- 有害な化学物質や廃棄物などによる自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
- ICT製品とソリューションを通じ、お客さまや社会の環境負荷低減と環境効率の向上に貢献する。
- 環境に関する事業活動、製品およびサービスについての情報を開示し、それに対するフィードバックにより自らを認識し、これを環境活動の改善に活かす。
- 社員一人ひとりは、それぞれの業務と市民としての立場を通じて環境の改善に努める。

3. グリーン調達基準について

3.1. 目的

富士通グループは、「Green Policy 21ーすべてをグリーンにします」のコンセプトのもと、あらゆる事業領域で環境活動を行っており、その一環として環境負荷の少ない製品の調達を推進しています。

本調達基準は、グリーン調達に関する富士通グループの基本的な考え方や、お取引先にお問い合わせの具体的な内容について示しています。

富士通グループは、本調達基準に基づく調達活動を通し、お取引先とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

3.2. 適用範囲

本調達基準は富士通グループ共通の基準として制定し、富士通グループ会社がお客様へ販売する製品に適用するために調達する納入品、およびそのお取引先に適用いたします。ここでいう「納入品」は、材料、部品、ユニット、付属品、包装材、OEM/ODM 製品、設備、ソフト・サービス等、となります。なお、富士通グループ社内で使用される OA 機器、文房具、事務消耗品等は含みません。

本基準における富士通グループ会社とは、別紙 1 に示す当社の関係関連会社です。

なお、富士通グループのお客様からのご要求や、富士通グループ会社各社の事業形態により、本調達基準と異なる基準を提示する場合、あるいは個別の購入仕様書や図面で別途要求仕様の規定がある場合には、それらを優先してください。

4. グリーン調達の要件

富士通グループがお取引先に求める「グリーン調達」の要件としては以下の 5 つがあります(表 1)。

富士通グループはこれらの要件を満足するお取引先からの調達を推進します。各要件の詳細については 4.1～4.5 項をご覧ください。

表 1 お取引先に求めるグリーン調達の要件

	要件	部材系のお取引先*	それ以外のお取引先	項
(1)	環境マネジメントシステム(EMS)の構築	○	○	4.1
(2)	富士通グループ指定化学物質の規制遵守	○	—	4.2
(3)	製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築	○	—	4.3
(4)	CO2 排出抑制/削減の取り組み	○	○	4.4
(5)	生物多様性保全の取り組み	○	○	4.5

*部材系のお取引先:富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品等を納入するお取引先

4.1. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

富士通グループは全てのお取引先にEMSの構築をお願いしています。国際規格ISO14001等の第三者認証取得を原則としますが、お取引先の状況に応じ下記の3つのレベルを設定しています。なお、部材系のお取引先につきましてはレベルⅡ以上の構築運用が必須となります。

【EMS構築のレベル】

- ・レベルⅢ：ISO14001などの第三者認証の取得(ISOアクション21、エコステージ、KES等)
- ・レベルⅡ：富士通グループ環境マネジメントシステム(FJEMS)の認証取得
- ・レベルⅠ：環境保全活動の自己チェックと行動目標の設定(調査票による適合確認)

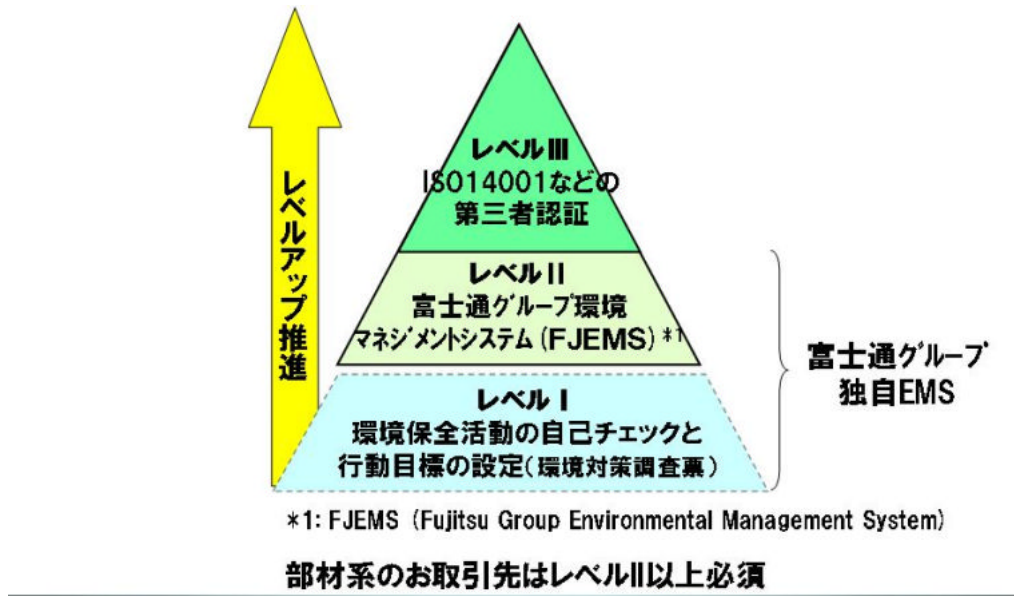


図 1 お取引先に求める EMS 構築のレベル

図 1 に富士通グループがお取引先に求める EMS のレベルを示します。また、表 2 に各レベルにおける要求事項を示します。表 2 ではレベルⅢの要求事項の例として ISO14001 の要求事項の名称を挙げていますが、第三者認証であれば必ずしも表 2 に記載されている全ての要求事項が網羅されている必要はありません。

短期間でレベルⅢの構築が困難な場合は、第三者認証取得までのステップアップのためのツールとして、レベルⅡ: 富士通グループ環境マネジメントシステム(以下、FJEMS)の構築・運用をお願いいたします。FJEMSは、ISO14001の基本要素を絞り込み、PDCAを回すことによって環境保全活動が根付くことを主眼においたEMSです。富士通グループが送付した申請書類に必要事項をご記入いただいた後、富士通グループが書類審査を行い、要件を満たしたお取引先には登録証を発行しています。なお、すでにお取引先独自のEMSを構築している場合は、FJEMSの要求内容との整合性を確認させていただき、要件を満たしていればレベルⅡと認定いたしますので、関係書類の提出をお願いいたします。

環境保全活動をこれから開始するお取引先に対しては、EMS構築の原点となる「環境保全活動に対する意識を自己チェックし、行動目標を設定」していただくツールとしてレベルⅠを設定しています。

これら富士通グループ独自EMS(レベルⅡ、レベルⅠ)構築までの流れは図2に示す通りです。

レベル II およびレベル I 構築後は早期にレベル III へのレベルアップをお願いいたします。なお、富士通グループ独自 EMS につきましては、お取引先の運用状況を実際に確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。

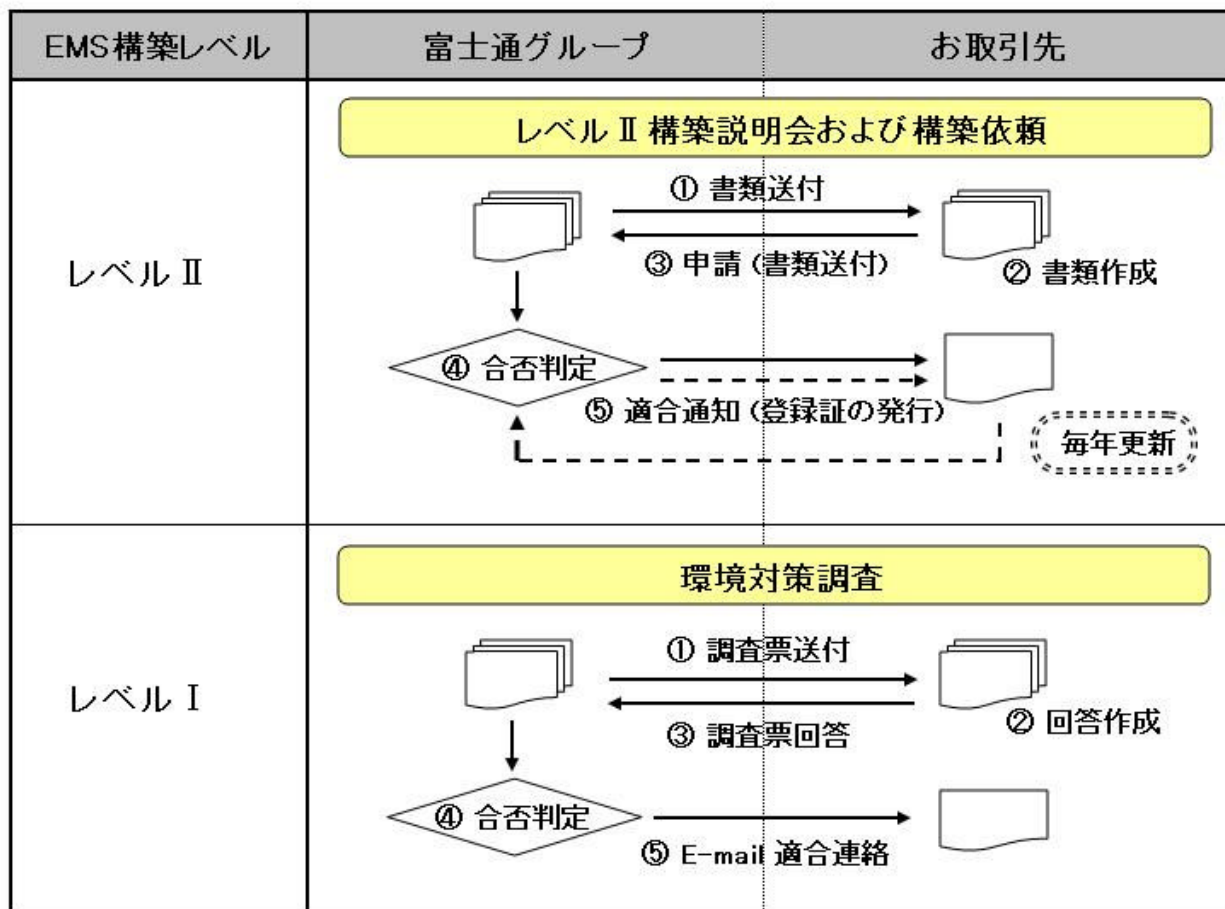


図 2 富士通グループ独自 EMS 構築の流れ

表 2 各 EMS レベルにおける要求事項

要求事項の名称 (*1)	レベルⅢ				レベルⅡ	レベルⅠ	要求事項の内容
	ISO 14001	エコステージ 1 (*2)	エコアクション 21	KES	FJEMS (*3)	調査票 (*3)	
一般要求事項 (4.1)	○	○					活動範囲を明確にして、環境方針・目標を設定し、達成するための仕組みを確立する
環境方針 (4.2)	○	○	○	○	○		活動組織の実態にあった環境方針が最高責任者により作成される
環境側面 (4.3.1)	○	△	○	○	○	○	自社の事業活動の中で、環境に関わりがある要素の洗い出し、それらの負荷を把握し、環境に特に影響を与えるものを特定する
法的及びその他の要求事項 (4.3.2)	○	○	○	○	○		法的及びその他の要求事項を特定し、参照できるしくみがある
目的、目標及び実施計画 (4.3.3)	○	○	○	○	○	○	環境目的及び目標及び、それを達成する為の実施計画を作成する
資源、役割、責任及び権限 (4.4.1)	○	○	○	○	○	○	環境活動の最高責任者、管理責任者並びに活動組織とその役割・責任を定める
力量、教育訓練及び自覚 (4.4.2)	○	○	○		○		環境教育ニーズの特定と該当者への教育並びに力量を確実にもたせる
コミュニケーション (4.4.3)	○	○	○				社内外の情報連絡、特に社外からの苦情や要望などに対して、対応を確実にする
文書類 (4.4.4)	○	△		○			環境活動のPDCAサイクルを定義したマニュアルを作成する
文書管理 (4.4.5)	○	△					環境活動にかかわる文書を明確にして、適切に管理する
運用管理 (4.4.6)	○						環境に特に影響を与える可能性のある事業活動に対して適切に管理する
緊急事態への準備及び対応 (4.4.7)	○	△	○	○			環境に特に影響を与える可能性のある事故や緊急事態を特定して、想定訓練により予防対策を講じる
監視及び測定 (4.5.1)	○	○	○	○	○		環境目的及び目標や法規制等の要求事項に対し、対応状況を定期的に確認する
順守評価 (4.5.2)	○	○			○		特定した法規制やその他の要求事項が順守されているか定期的に評価する
不適合並びに是正処置及び予防処置 (4.5.3)	○	△					不適合の定義及び是正予防処置の対策ルールを策定して運用する
記録の管理 (4.5.4)	○	△	○				これらの活動にかかわる結果を適切に記録、保管する
内部監査 (4.5.5)	○	△					組織内部の別部門の人により、第三者的立場で活動の妥当性、適切性の確認を行う
マネジメントレビュー (4.6)	○	○	○	○	○		最高責任者により、これらの活動にかかわる結果を踏まえ、継続的改善に照らしてフィードバックの指示をもらう

*1:要求事項の名称およびカッコ内の項番は、ISO14001:2004 の内容を記載しています。

*2:△は「推奨事項」(自社の業種により自由に選択できる要求項目)

*3:富士通グループ独自EMSの要求事項は必要に応じて見直しを行います。

4.2. 富士通グループ指定化学物質の規制遵守

1) 指定化学物質選定の考え方

富士通グループは、納入品(富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品および包装材)に適用する化学物質規制を定め、お取引先に遵守をお願いしております。対象化学物質としては、EU RoHS 指令や REACH 規則などの国際的な法規制に関わる物質、日米欧の業界団体(JGPSSI、CEA、DIGITALEUROPE)協働で作成された電気・電子機器に関する含有化学物質調査の共通化のガイドラインである JIG^{*1} の指定物質、および日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」(化審法)の「第一種特定化学物質」等を参考とし本調達基準において規定しております。詳細は下記 2)項を参照してください。

2) 富士通グループ指定化学物質

納入品(富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品および包装材)は、富士通グループが定める下記 a)~e)の各規制に適合していること。

ただし、購入仕様書、図面等に個別の指定(例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等)がある場合はそれらが優先されます。

また、包装材は、お取引先(またはお取引先が業務を委託した運送業者)が行った包装を富士通グループで開梱せず、そのまま富士通グループのお客様に渡る包装材も対象とします。なお、5.5 項(包装材の環境配慮)に環境アセスメント実施に関するお願い事項がありますので、そちらもご覧ください。

※指定化学物質の管理に関する基本的な考え方については、「富士通グループ指定化学物質の非含有管理に関する指針」(<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>)も併せてご参照ください。

※「富士通グループ指定化学物質リスト」は、常に最新版を下記 URL へ掲載しておりますので、こちらをご確認ください。 <http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>

a) 含有禁止物質

- 納入品(包装材含む)は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 1 に記載された化学物質の含有を原則として禁止します。
- 対象物質、含有禁止基準、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 1 および注釈を参照してください。
- 「富士通グループ指定化学物質リスト」に示す含有禁止物質に係る除外用途に該当する場合は、含有禁止の対象外とします。
- 鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr⁶⁺)の 4 物質群は、富士通グループの顧客要求条件に適合するため使用せざるを得ない場合があるため、購入仕様書、図面等で含有禁止の要求をした納入品についてのみ、含有禁止の対象とします。

b) 含有報告物質

- 納入品(包装材含む)へ「富士通グループ指定化学物質リスト」表 2 に記載された化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。

- 対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 2 および注釈を参照してください。
- REACH 規則における「認可候補物質」など、国際的な法規制により情報伝達が必要となる物質については、今後、含有報告物質に追加していく予定です。これらの物質が含有している場合は、本基準の改定を待たず報告をお願いする場合があります。

c) 含有管理物質

- 納入品へ、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 3 に記載された化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理してください。
- 対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 3 および注釈を参照してください。

d) 製造時使用禁止物質

- 納入品の製造時、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 4)に記載された化学物質を使用することを禁止します。ただし、HCFC 類を除きますが、使用する場合は排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めてください。
- なお、分析・測定および商品開発など納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機・空調機での使用は対象外とします。

e) 納入先国・地域における法規制対象物質

- 上記 a)～d) で対象としていない物質であっても、納入先国・地域(例えば、海外の富士通グループ会社へ納入する場合)において含有化学物質または使用化学物質に関する法規制がある場合は、当該法規制を遵守してください。参考として下記に製品含有化学物質に関する国内外の主な法規制を記載します。ただし、全てを網羅しているわけでないので、必要に応じて確認をお願いいたします。

(国内)

- 化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)
- 労働安全衛生法 (安衛法)
- 資源有効利用促進法 (3R 法) による規制物質の含有情報開示要求 (J-Moss)
- 特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)

(海外)

- EU 加盟国 : 2002/95/EC 指令「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する 2003 年 1 月 27 日付欧州議会および欧州理事会指令」(RoHS 指令)
- EU 加盟国 : REACH 規則「制限」(旧 76/769/EEC 指令「危険物質および調剤の上市と使用に関する加盟国諸国の法律、規制、行政規定の近似化を図るための理事会指令」)
- ドイツ : 化学品法に基づく危険な物質、調剤および製品の上市の禁止ならびに制限に関する規則(化学品禁止規則、ChemVerbotsV)
- スイス : 環境危険物質に関する法令

- ノルウェー : 製品規制
- 米国 : 有害物質規制法 (TSCA)
- 中国 : 電子情報製品汚染抑制管理弁法 (中国版 RoHS)

*1: ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG: Joint Industry Guide)

JIG は、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)*2、米国電子工業会(EIA)、欧州情報通信技術製造者協会(EICTA)の共同作業により作成され、JGPSSI および EIA の承認の元 2005 年 4 月に発行された含有化学物質情報開示に関する共通のガイドラインです。

2010 年 3 月には、全米家電協会(CEA)、DIGITALEUROPE(旧 EICTA)および JGPSSI により、JIG-101 の第 3 版が公開発表されました。

JIG(英語原文)は CEA のホームページ(http://www.ce.org/Standards/browseByCommittee_6365.asp)より、また和訳は JGPSSI のホームページ (<http://www.jgpssi.jp>) よりご覧いただけます。

*2: グリーン調達調査共通化協議会

(JGPSSI: Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

JGPSSI はグリーン調達に関する調査の効率化を目的に、電気・電子機器メーカー、部品メーカー、素材メーカーなどの有志企業により設立された非営利団体です。また、サプライチェーンに係わる全ての企業が化学物質情報の信頼性を確保するため、自社内の製品含有化学物質管理の仕組みを共通化する取り組みを進め、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を発行しました。

JGPSSI の詳細は、JGPSSI のホームページ(<http://www.jgpssi.jp>)をご覧ください。

4.3. 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築

富士通グループは、部材系のお取引先に対し、CMS の構築をお願いしています。EU の RoHS 指令、REACH 規則、中国の「電子情報製品汚染防止管理弁法」(中国版 RoHS)、日本の J-Moss に代表されるように、製品に含まれる特定化学物質の管理が必要とされてきており、これらの要請に対応するためサプライチェーンに連なる各企業は、社会的責任として製品に含まれる化学物質について「適正で実効性のある管理」を行うことが必要となってきました。

富士通グループは CMS の考え方として、JGPSSI によって管理の共通化を目的に発行された「製品含有化学物質管理ガイドライン」*1 の考え方を取り入れ、本ガイドラインの趣意に沿い、具体的にお取引先に実施していただきたい事項を明確化した、製品含有化学物質管理に関する「CMS チェックシート」を作成しました。なお、富士通グループがお取引先に実施していただきたい CMS の概要は表 3 の通りです。

富士通グループでは、「CMS チェックシート」に基づいて、お取引先の製造拠点等を訪問し、CMS の構築状況および運用状況確認のため、監査を実施させていただいております。また監査結果に基づき、実施不十分な項目に対する改善のお願いや、必要に応じて CMS 構築の支援等を実施しておりますが、改善が見られない場合はお取引内容を見直す場合もございます。

なお、詳細につきましては、CMS 構築をお願いするお取引先に個別にご説明いたします。

*1: JGPSSI「製品含有化学物質管理ガイドライン」は、2008 年 4 月に JAMP(Joint Article Management

Promotion-consortium: アーティクルマネジメント推進協議会)のガイドラインと統合されました。

なお JAMP は、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。これまでに、情報開示・伝達のためのツールや、ガイドラインなどを発表しています。

ガイドラインの詳細は JGPSSI または JAMP のホームページ(<http://www.jamp-info.com/>)を参照してください。

表 3 製品含有化学物質管理システムの要求項目

項	要求項目	要求内容の概要
1	方針	経営責任者、事業責任者による取組み方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品・工程・構成部材・化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確化と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤーからの情報入手・確認の仕組み作り
8	購買管理	サプライヤーへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量に変化する工程における管理内容の明確化、識別管理、コンタミ防止、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更(設計、工程、購入先等)が生じた場合の処理手順明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順明確化
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善
19	マネジメントレビュー	経営者による課題事項の改善

要求項目、および要求内容は必要に応じて見直しを行います。

4.4 CO2 排出抑制/削減の取り組み

富士通グループは全てのお取引先に、CO2 排出抑制/削減の取り組みをお願いしています。

取り組みの段階的発展という観点から3つのステージに分類し、全てのお取引先にステージ I 以上の取り組みをお願いしております。(4.5 項末尾の図 3 および表 4 参照)

また、部材系のお取引先につきましては、ステージ II 以上の取り組みをお願いしております。

【 ステージ I : 取組表明 】

CO2 排出抑制/削減の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明すること、取り組みのために自社の CO2 排出量を把握する段階です。CO2 排出抑制/削減に取り組んでいくためには、自社の CO2 排出量を把握している必要があるため、CO2 排出量の把握をステージ I に加えています。

【 ステージ II : 活動実践 (+ステージ I を含む) 】

自社で、実質的な活動を実践している段階です。

ステージ I の段階で把握した自社の CO2 排出量を踏まえ、活動期間、目標値、活動対象(全社、拠点ごとなど)等を明確にした、数値目標をもって取り組むことを指します。

【 ステージ III : 取組範囲の拡大(+ステージ II を含む) 】

自社内の取り組みから、自社の外にまで活動を拡大している段階です。

ステージ III は、取組範囲の拡大となる活動と位置づけています。自社内の取り組みだけでなく、サプライチェーン上流への CO2 排出抑制/削減の働きかけや、外部組織との検討作業の協働が挙げられます。またカーボンフットプリント(CFP)への対応も、ステージ III に加えております。

サプライチェーン上流への働きかけを実施することにより、サプライチェーン全体の CO2 排出抑制/削減取り組み強化ができます。

協働する外部組織とは、業界、政府、自治体、経団連、NGO/NPO 等の団体や国際的な関係機関等です。主に検討 WG、検討プロジェクトへの参画を指しますが、支援機関への寄付なども含まれます。

CFP への対応は、CFP 対応に向けた、部品レベルの排出量把握、あるいは製品への CFP マーク表示を指します。いずれも、CFP の対象となる製品が決定していることを前提にしています。

4.5 生物多様性保全の取り組み

富士通グループは全てのお取引先に、生物多様性保全の取り組みをお願いしています。

CO2 排出抑制/削減の場合と同様、取り組みを3つのステージに分類し、全てのお取引先にステージ I 以上の取り組みをお願いしております。(図 3 および表 4 参照)

【 ステージ I : 取組表明 】

生物多様性保全の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する段階です。

生物多様性の視点を入れることにより、環境活動の質や範囲が変わりますので、単に、環境の保全に取り組む、等の文言だけでは不十分で、明確に生物多様性保全に取り組む旨の表明が必要です。

【 ステージⅡ：活動実践（＋ステージⅠを含む）】

自社で、実質的な活動を実践している段階です。

企業としての取り組みを展開するためには、経営層が責任者となる全社的な活動組織が確立されている必要があります。

その上で、生物多様性保全に関する全社的な取り組み、拠点ごとの取り組み、部門ごとの取り組み等を実践していきます。

【 ステージⅢ：取組範囲の拡大（＋ステージⅡを含む）】

自社内の取り組みから、自社の外にまで活動を拡大している段階です。

ステージⅢは、取組範囲の拡大となる活動と位置づけています。自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流への生物多様性保全活動の働きかけや、外部組織との検討作業の協働が挙げられます。

サプライチェーン上流へ、生物多様性への取り組みを働きかけていくことにより、サプライチェーン全体の取組強化ができ、生物多様性保全の意識が社会全体に普及していく一助となります。

協働する外部組織とは、業界、政府、自治体、経団連、NGO/NPO等の団体や国際的な関係機関等です。主に検討WG、検討プロジェクトへの参画を指しますが、支援機関への寄付なども含まれます。

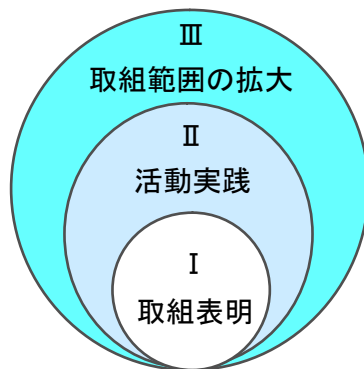


図 3 CO2 排出抑制/削減および生物多様性保全のステージ

表 4 CO2 排出抑制/削減および生物多様性活動保全における、各ステージの適合基準

ステージ	CO2 排出抑制/削減の取り組み	生物多様性保全の取り組み
取組範囲の拡大（＋ステージⅡを含む）		
Ⅲ	下記 1)～3)、いずれかの実施 1) サプライチェーン上流への働きかけ 2) 外部組織との協働 3) カーボンフットプリントへの対応	下記 1)、2)、いずれかの実施 1) サプライチェーン上流への働きかけ 2) 外部組織との協働
活動実践（＋ステージⅠを含む）		
Ⅱ	数値目標をもった活動の実施	下記 1)と2)両方の実施 1) 生物多様性保全に関する全社的な組織の確立 2) 具体的な取り組みの実践
取組表明		
Ⅰ	下記 1)と2)両方の実施 1) 社外に向けたCO2 排出抑制/削減の取組表明 2) 自社のCO2 排出量把握	社外に向けた生物多様性保全の取組表明

5. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い

納入品に適用される法令遵守をお願いいたします。また、納入品に対し可能な限り下記の環境アセスメントの実施をお願いいたします。

なお、購入仕様書、図面等に個別の指定がある場合はそれらを優先してください。

- ◆ 小型二次電池を使用している納入品への表示 (5.1)
- ◆ 省エネルギー (5.2)
- ◆ 再資源化への配慮 (5.3)
- ◆ 処理・処分の容易化 (5.4)
- ◆ 包装材の環境配慮 (5.5)

5.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示

小型二次電池を使用している納入品は、資源有効利用促進法を遵守し、法で義務付けられたリサイクルマーク等の表示や取出し容易性への配慮をお願いいたします。

[備考: 小型二次電池使用製品への表示]

- 2001年4月1日から施行された「資源の有効利用の促進に関する法律」(通称、資源有効利用促進法)では、小型二次電池が「指定表示製品」「指定再資源化製品」として規定され、リサイクルマーク等の表示が義務付けられました。
- 資源有効利用促進法で定められた小型二次電池の種類
 - ◆ 密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池
 - ◆ 密閉型ニッケル・水素蓄電池
 - ◆ リチウム蓄電池
 - ◆ 小型シール鉛蓄電池

5.2. 省エネルギー

納入品は、動作時および待機時に消費電力を可能な限り削減するとともに、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 節電機能の保有

単体で節電機能を持つことが可能な納入品は、主電源以外の箇所の消費電力を自動的に小さくする機能や、オペレータ操作やスケジュール機能によりシステムの一部を切り離して運転する等の機能を保有していること。

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の遵守

納入品が法で定める特定機器に該当する場合は、次の基準を遵守していること。

- ・法に基づき、エネルギー消費効率の表示を行っていること。
- ・法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めていること。

[備考: エネルギーの使用の合理化に関する法律]

- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(通称: 省エネ法)は、国内外におけるエネルギーをめぐ

る経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保を目的として、工場、建築物、機械工具についてエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講じることを求めている。

- エネルギーの徹底した使用合理化の推進が必要との判断から、1998年6月5日に改正され、自動車の燃費基準や電気機器(家電・OA機器等)の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギーの消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー方式の考え方を導入し、併せて、担保措置が強化(現行の勧告に加え、勧告に従わなかった場合の公表、命令、罰則(罰金))された。

3) 国際エネルギースタープログラム基準の準拠

納入品が国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する場合は、国際エネルギースタープログラムで定める消費電力の基準値を満足するように努めていること。

[備考: 国際エネルギースタープログラム]

- 1995年10月から日米両政府の合意のもとに実施されているOA機器の省エネルギー基準。一定の省エネルギー基準をクリアした製品に国際エネルギースターロゴの表示が認められる。
- 対象製品: コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナなど。
- 国際エネルギースタープログラムの概要、対象製品毎の基準、登録方法については、財団法人省エネルギーセンターのホームページを参照してください。(URL: <http://www.eccj.or.jp/>)

5.3. 再資源化への配慮

納入品は再資源化の容易性に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) プラスチック材料の統一

納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一していること。

2) リサイクル容易なプラスチック材料の使用

納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用していること。

[備考: 使用を推奨する汎用プラスチック]

- ポリエチレン (PE)
- ポリスチレン (PS)
- ポリプロピレン (PP)
- アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (ABS)

3) ポリ塩化ビニルの使用抑制

納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料(熱収縮シート等)を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。

4) プラスチックへの塗装

納入品は、マテリアルリサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限り行っていないこと。

5) 材料表示の実施

納入品は、質量 25g 以上かつ、平らな部分の面積が 200mm² 以上のプラスチック部品すべてに JIS または ISO の規格に沿った材料表示を行っていること。

尚、難燃剤の表示は、JISK6899-4 (ISO1043-4)に沿った材料表示を可能な限り実施していること。

[備考: プラスチック材料表示の関連規格]

- JISK6999 (ISO11469)「プラスチック-プラスチック製品の識別と表示」
- JISK6899-1 (ISO1043-1)「プラスチック-記号及び略語-第1部: 基本重合体(ポリマー)及びその特性」
- JISK6899-2 (ISO1043-2)「プラスチック-記号-第2部: 充てん材および強化材」
- JISK6899-3 (ISO1043-3)「プラスチック-記号及び略語-第3部: 可塑剤」
- JISK6899-4 (ISO1043-4)「プラスチック-記号-第4部: 難燃剤」

6) 納入品に添付されるドキュメント類の材料

納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、次の基準を遵守していること。

- ・ドキュメント類の全ページに再生紙を使用していること。
- または、FSC 森林認証紙などの環境に配慮したバージンパルプを使用している。
- ・ドキュメント類の表紙等に、再生を妨げるプラスチックコーティングを行っていないこと。

5.4. 処理・処分の容易化

納入品は、使用後の処理・処分の容易化に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 分離・分解性への配慮、複合部品の削減

納入品は改造防止のため特殊ねじの使用等が義務付けられている場合や、火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある場合を除き、素手および一般工具(プラスドライバ、ナット回し、スパナ、六角レンチ、ピンセット、ニッパ、ペンチ、金槌)によって同一素材、材料単位に分離・分解できること。

[備考: 対象外の例]

- 改造防止のために、法律や条令等で特殊ねじの使用等が義務付けられている製品
 - ・携帯電話、無線装置 等
- 火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある製品
 - ・電源、バッテリー、電池類 等
- 機能上代替手段が無い場合や適切な代替材料が無い製品(部品)

- ・オイルフェルト(合成繊維)、タイミングベルト(ゴム+合成繊維)
- ・電源および信号ケーブル類(フレキシブルケーブル含む)
- ・プーリ+ギヤ(黄銅+アルミ+鉄)、金属ローラ(黄銅+アルミ+鉄)、ゴムローラ(ゴム+鉄)、ダンパーローラ(ゴム+黄銅)、ソレノイド連動板(銅+鉄)、防振台(ゴム+鉄)
- その他(使用後の処理・処分に影響を与えない複合部品、構造上やむをえないもの)・プラスチック材料にシルク印刷を行った部品
 - ・金属部品への粘着テープ等接着剤の付着
 - ・樹脂コーティングされた鋼板
 - ・プリント板組立て品

5.5. 包装材の環境配慮

納入品の包装材は、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

- (A) お取引先(またはお取引先が業務を委託した運送業者)が行った包装を富士通グループで開梱せず、そのまま富士通グループの顧客に渡る包装材について
(製品の例: ソフトウェア媒体、単体で販売される富士通グループ製品のオプション品)

1) 包装材の材料

包装材の材料は、次の基準を遵守していること。

- 包装材の段ボールは、古紙配合率 70%以上のものを使用していること。
- 包装箱に使用されている紙系材料は、再生を妨げるプラスチック等のコーティング、化粧や印刷向上のためのアート紙類を貼り合わせ加工していないこと。また、外装箱への印刷用インキは、水溶性フレキソインキ、または、石油系溶剤を削減したインキの使用、または、「大豆インキ」などの植物性成分を使用したインキを可能な限り使用していること。
- 包装材は、不適切な処理によるダイオキシン等の発生を防止するため、適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。
- 保護袋は、真空用アルミパック、静電破壊防止袋、帯電防止袋等 特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 紙系材料を使用した保護袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

2) 包装材への表示

包装材は、次の基準を遵守し、表示を実施していること。

- 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の特定容器包装に該当する包装材は、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)で義務付けられる識別表示を実施していること。

[備考: 資源有効利用促進法で義務付けられる識別表示]

- 2001年4月1日から「資源の有効利用の促進に関する法律」(通称: 資源有効利用促進法)が施行され、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」(通称: 容器包装リサイクル

法)で指定された「特定容器包装」(家庭で消費される製品の包装材)について、「その他紙製容器包装」と「その他プラスチック製容器包装」への識別表示が義務付けられた。

**(B) お取引先が行った包装を富士通グループで開梱する製品の包装材について
(製品を開梱した後、富士通グループが廃棄処理または有価売却する包装材)**

1) 共通事項

- 包装材に含まれるカドミウム、水銀、鉛、六価クロム等の有害重金属の量を可能な限り少なくすること。
- 包装材の削減のため、可能な限り回収・リユースに努めること。
- 包装材は、適当な代替品が無い場合を除き、ダイオキシン発生のおそれがあるポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- 再生が困難な材質(例:ウレタン製スポンジ)の包装材は、可能な限り使用しないこと。

2) パレット積載について

- パレットは、リユース促進のため、可能な限り繰り返し使用できる構造とすること。
- パレットの材質は、再生可能な材質とすること。
- 荷崩れ防止用ストレッチフィルムの巻き数は、可能な限り少なくすること。
- 積荷や包装箱へのPPバンド掛けは、可能な限り行わないこと。

3) 包装箱について

- 包装箱への図番、員数の表示は、見やすい表示とすること。
- 包装箱に使用する段ボールは、納入品の品質の低下を招かない範囲で古紙配合率の高い段ボールを使用すること。
- 包装箱には、可能な限り再生を妨げる物質を混入・付着させないこと。

4) 内装用包装材(緩衝材、トレー、テープ、仕切り板など)について

- 簡易包装に努め、包装材の使用は可能な限り少なくすること。
- 再生を妨げる異種材料の貼り合わせを行わないこと。
- 粘着テープの使用は、可能な限り少なくすること。
- プラスチック包装材は、特殊な用途の場合を除き、再生を容易にするためPP、PE、PSなどの汎用プラスチックを使用すること。
- プラスチック包装材は、表示が可能な場合JISまたはISO規格に従った材料表示をすること。

5) 製品の充填のしかたについて

- 納入先事業所が、一箱内の員数の単位を指定している場合は、その単位ごとに区分して充填すること。
- 包装箱内の製品の容積率ができるだけ大きくなるよう充填すること。

6. 情報の開示

6.1. 納入品に関する情報の開示

次の情報について、富士通グループからの問い合わせ時に速やかに開示できること。

- 使用部材に関する情報(構成材料の種類、および富士通グループ指定化学物質の含有有無、含有量、含有率、使用目的、使用部位等)。

※情報提供は、JAMP の情報伝達シート(AIS、MSDSplus)、富士通グループ独自フォーマット、当社グループの顧客が指定するフォーマット等によります。

- OEM 製品に対する、富士通グループが定める製品環境評価規定の情報提出を依頼した場合のアセスメント結果
- 過去実績のある使用部材の生産条件を変更する場合(4M 変更)の、変更に伴う品質・性能・環境面のリスク
- 使用部材の組成分析データ等。なお、分析に関する基本的な考え方は「富士通グループ指定化学物質の含有分析に関する指針」(<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>)をご覧ください。

6.2. 不使用証明書、非含有保証書等の書類の提出

納入品について、化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書、含有規制適合保証書等の提出を依頼した場合は、速やかに提出できること。

別紙 1 富士通グループ会社一覧

項	正式会社名
01	富士通株式会社
02	富士通アイソテック株式会社
03	株式会社富士通ITプロダクツ
04	富士通アイ・ネットワークシステムズ株式会社
05	富士通テレコムネットワークス株式会社
06	富士通インターコネクテクトテクノロジーズ株式会社
07	富士通インテグレートドマイクロテクノロジー株式会社
08	株式会社富士通アドバンスエンジニアリング
09	富士通化成株式会社
10	富士通コワーコ株式会社
11	富士通コンポーネント株式会社
12	株式会社富士通エフサス
13	株式会社しなの富士通
14	株式会社島根富士通
15	富士通周辺機株式会社
16	信越富士通株式会社
17	新光電気工業株式会社
18	株式会社富士通ゼネラル
19	株式会社トランストロン
20	富士通ネットワークソリューションズ株式会社
21	株式会社富士通マーケティング
22	株式会社 PFU
23	富士通フロンテック株式会社
24	富士通ワイヤレスシステムズ株式会社
25	富士通VLSI株式会社
26	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
27	富士通セミコンダクター株式会社
28	江蘇富士通通信技術有限公司
29	Fujitsu Computer Products of Vietnam, Inc.
30	Fujitsu Network Communications Inc.
31	Fujitsu Telecommunications Europe Ltd.
32	Fujitsu Frontech North America Inc

富士通グループ会社につきましては、今後、増減することがあります。

【改訂履歴】

- 2001年06月25日(第1版) 初版制定
- 2003年07月23日(第2版) 内容一部改訂
- 2003年10月28日(第2.1版) グループ会社一部変更
- 2004年11月01日(第3.0版) 不純物、未反応生成物に対する最大許容濃度を規定 他
- 2007年05月01日(第4.0版) 富士通グループ指定化学物質変更。対象グループ会社変更 他
- 2008年07月01日(第4.1版) 指定化学物質に PFOS 追加。除外用途の deca-BDE 削除。
対象グループ会社変更 他
- 2009年10月01日(第4.2版) 富士通グループ指定化学物質変更。含有報告物質追加。
含有禁止物質の除外用途見直し。富士通グループ会社変更 他
- 2010年01月21日(第4.3版) 含有報告物質(14物質)追加による変更。
- 2010年05月13日(第5.0版) CO2 排出抑制/削減・生物多様性保全の取組み追加
富士通グループ指定化学物質の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」を新設し移行、他
- 2010年10月25日(第5.1版) 富士通グループ会社変更
- 2011年10月11日(第5.2版) 内容一部改訂(4.2項、6.1項)



いつも地球を見守っている

【お問合せ先】

富士通株式会社
購買本部 エンジニアリング購買統括部 グリーン調達推進部
E-mail : green@ml.css.fujitsu.com
Tel : 044-754-3561
Fax : 044-754-3586

【本基準の入手先】

<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>